



備えよう あなたのお店に 消火器を

糸魚川市大規模火災（2016年12月22日）

火気を使用する**すべての飲食店**は
消火器の設置が**必要**です。

対象となる火気設備の一例



ガスこんろ(卓上式を含む)



電磁誘導加熱式調理器 (IH)



オーブントースター



電子レンジ

※糸魚川市大規模火災を受けて、消防法が改正され、平成31年10月1日から、こんろなどを使用する飲食店に消火器の設置が必要となりました。また、北九州市火災予防条例では、IH調理器や電子レンジなどを使用している厨房に消火器の設置を義務づけています。

消火器の使用方法について



消火器の点検・報告について



設置された消火器は、消防法に基づく定期の点検・報告が必要です。

機器点検	消防署への報告
6ヶ月に1回	1年に1回

消火器点検アプリのダウンロードはこちら



消火器点検
アプリ
iPhone用



消火器点検
アプリ
Android
スマートフォン用

※消火器の設置は、消防法施行令及び北九州市火災予防条例により定められております。消火器の設置数や設置場所等については、立入検査等においても指導をさせていただきます。

お問い合わせは、下記の最寄り消防署へお願いします。

(問 い 合 わ せ 先)

門司消防署	372-0119	小倉北消防署	582-0119
小倉南消防署	951-0119	若松消防署	752-0119
八幡東消防署	663-0119	八幡西消防署	622-0119
戸畑消防署	861-0119		

